

平成25年度定期監査結果報告書

1 監査の対象課等

- (第一次) 総務部 (総務課、行政経営課、防災課)
復興政策部 (復興政策課、復興都市計画課、市民協働課)
会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局
- (第二次) 市民生活部 (市民課・鳴瀬総合支所、税務課、収納対策課、環境課)
保健福祉部 (福祉課、子育て支援課、健康推進課)
教育委員会事務局 (教育総務課、学校教育課、学校給食センター、
生涯学習課、図書館、奥松島縄文村歴史資料館)
移転対策部 (用地対策課、生活再建支援課)
- (第三次) 総務部 (工事検査室)
建設部 (建設課、下水道課)
産業部 (農林水産課、商工観光課)
農業委員会事務局、監査委員事務局

2 監査の期間

- (第1次) 平成25年11月5日(火)～平成25年12月20日(金)
- (第2次) 平成26年1月7日(月)～平成26年2月28日(金)
- (第3次) 平成26年4月7日(月)～平成26年5月16日(金)
- (工事監査) 平成26年5月23日(金)～平成26年6月24日(火)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成25年度一般会計及び特別会計について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として実施した。
監査にあたっては、事前に監査対象部署から関係資料の提出を求め、その資料に基づき事前調査を行い、その後、提出された書類から抽出したヒヤリング事項について、担当職員から説明を受けるとともに事情聴取及び現地調査により実施した。

4 監査の結果

監査の結果、平成25年度の財務に関する事務事業は適正に執行されているものと認められた。しかし、次のとおり検討または改善を必要とする事項が見受けられた。
なお、軽微な事項については別途指導した。

(1) 法令遵守に関すること

臨時職員において勤続5年超となる職員は、平成25年度は18人となっている。この内勤続10年以上に及ぶ者は3人となっている。
臨時職員は、地方公務員法第22条第2項又は第5項の規定に基づき、任用期間は6月で更新1回、最長1年と規定されている。
臨時職員の雇用にあたっては、関係法令に照らして適正に対処されたい。

(2) 公金・準公金管理に関すること

準公金である保育所保護者会の会計管理責任者及び管理担当者が同一人となっていた。平成23年2月10日付け会計管理者から示されている「公金収納と管理適正化等に係る改善指針」のとおり、管理責任者及び管理担当者が同一人とならないように適切な管理を指導されたい。

(3) 服務に関すること

服務関係書類の整理については、年々周知徹底され監査において指導件数が少なくなってきたが誤謬が散見されている。例示すると年休等で1日未満の時間休の場合、端数を付しての記載や出勤簿に年休等取得の転記漏れ、出張命令簿の復命欄の記載漏れ等となっている、各課においては、決裁時に十分なチェックと指導に努めて頂きたい。

(4) 契約に関すること

震災後3年目となるが1者随意契約の件数が多くなっている、財務規則第114条に規定している随意契約の範囲を超えた1者随意契約は下表のとおりである。平成25年度は特に業務委託契約の随意契約範囲超えの比率が37.6%で前年度28.3%と比較すると9.3%増加している。

契約種別と随契範囲額 (財務規則第114条)	全件数(a)	随契範囲超え 1者随契件数(b)	比率(b/a)	(参考:前 年度比率)
工事・製造等の請負 130万円	125件	8件	6.4%	13.3%
財産の購入 80万円	33件	6件	18.2%	18.2%
物件の借入 40万円	22件	6件	27.3%	24.3%
その他(業務委託等) 50万円	503件	189件	37.6%	28.3%
計	683件	209件	30.6%	24.6%

随意契約の執行伺書類では、随意契約の理由が不明瞭な記載が多い、各課からの聞き取りによって理解できるが文章表現は適切にして担当課以外でも理解できるように記載されたい。

1者随意契約にあたっては、その理由等について透明性及び客観性を保つことが重要であり1者随意契約理由書の中で説明責任を果たせるよう留意されたい。

契約事務文書等での日付の欠落等の不備も散見される、これらは行政事務の基本的な事務処理であるから尚一層注意して頂きたい。

施設管理業務にあたり、見積書の提出を前年度3月28日として通知し同日付で見積書を受理していた。地方自治法第208条第1項の規定では、会計年度の原則について規定し、予算の執行となる契約に係る行為を禁止している。ただし、4月1日から事業を開始しなければならないものにあつては、債務負担行為若しくは予算議決後に前年度末まで予算執行伺と見積合わせ通知が準備行為として認められている、本件は見積書を受理しているものであり法令のとおり適正に事務執行されたい。

簡易公募型プロポーザル方式により委託業務を執行していたが、入札参加資格未登録の業者に参加資格確認書が送付されていた。登録を経た後に参加資格確認書を送付すべきである。

工事の入札執行において、5社に対して指名競争入札通知を行ったところ、入札前に3社から辞退届が提出された、残り2社が入札に参加して第1回目で1社が辞退したため、残った1社が落札した。同様のケースは、他の工事入札で1件、委託業務入札で1件あった。

以上の入札は、本市競争契約入札心得のとおり執行し入札成立としたものであるが、指名競争入札の場合、他に入札参加意欲のある者がいる場合も想定される、競争性が確保されるよう事務取扱についてあらかじめ定めるなど必要な措置を講じられたい。

(5) 財務事務に関すること

概ね適正に処理されていると認められ特記すべき事項は特になし

(6) 財産管理に関すること

公用車予約システムの利用情報の入力について、これまで指導され改善されてきているが、下表のとおり入力漏れが多い、履行を再度徹底されたい。

公用車利用情報入力状況（平成25年10月1日～平成26年3月31日利用分）

	全情報入力	一部情報入力漏れ	全情報入力漏れ	計
本庁舎	3,032件	195件	304件	3,531件
鳴瀬庁舎	821件	50件	108件	979件
計	3,853件	245件	412件	4,510件
(構成比)	(85.4%)	(5.4%)	(9.2%)	(100%)

(参考) 前年度全情報入力率：63.8%

(7) 工事監査に関すること

工事監査については災害復旧・復興関連の工事件数が多いことから各工種の高額案件を下記のとおり抽出して書類・現地調査を実施した。

No	担当課	工事名	契約金額
1	建設課	平成 24 年度 23 災第 19716 号 七反谷地東西 64 号線道路災害復旧工事外 4	141,407,700 円
2	建設課	小松谷地地区災害公営住宅整備事業に伴う用地取得費	461,100,000 円
3	建設課	小松谷地地区災害公営住宅整備事業に伴う家屋等購入費	3,592,095,000 円
4	農林水産課	平成 24 年度 室浜・月浜漁港(23 年災)漁港施設災害復旧工事	418,980,450 円
5	教育総務課	平成 24 年度東松島市立矢本西小学校校舎改築及び防音工事(建築工事)	646,719,150 円

監査内容は契約関係書類について確認、工事費積算書について数量及び単価算出について確認、積算金額の検算確認を行った。また工事施工写真・管理資料等の工事成果品を確認した。

現地調査は完成物件が契約書のとおり完成しその効用を十分発揮しているか確認した。その結果は次のとおり検討改善を要する事例がみられた。

契約関係書類について契約相手から提出された文書に本市受付收受印がないもの及び年月日欄に空欄のものが散見された。

工事費積算内訳書の数値根拠に不足している説明資料があった、積算根拠は省略せず確実に添付しておくこと。

工事完成直前に増額変更している工事があった、契約変更が生じた時点から協議書、指示書を取り交わし経緯が明確となるよう整理しておくこと。

工事完成後において、目的物の引き渡し書が不添付であった、書類の添付は確実にしておくこと。

樹木植栽において一部枯損が見られた、また外構フェンスの一部に沈下が見られたので、原因究明の上対応すること。

配送車輛乗り入れ部表面に一部モルタル剥離が発生していた、施工業者と協議の上対応すること。

以上の結果、工事は特に異常があるものは見られず概ね適正であった。なお上記指摘事項については是正対応済または対応中になっている。